

## 陳情の審査方法の変遷等について

### ■小田原市議会運営委員会申合せ事項（平成11年9月19日以前）

- ・提出された陳情については、原則として、本会議に諮らず、**議長と関係常任委員長で協議の上、所管の常任委員会協議会で審査する**。この場合、審査結果は本会議に報告せず月報により各議員に通知する。**ただし、重要と思われるものは議長の裁量により、本会議において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託、審査する**。この場合、本会議に提出する陳情文書表には協議会において審査するものは掲載しない。
- ・意見書提出を求める陳情については、所管常任委員会協議会で審査し、意見書提出の可否は当該協議会の判断によるものとする。
- ・郵送による陳情については、重要性のあるものを除いて、原則として審査に付さず、写の配布にとどめる。

### ■小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部改正（平成11年9月20日）

- ・提出された陳情については、陳情文書表（及び閉会中継続審査申出一覧表）により上程し、**会期中に審査（閉会中に継続審査）するものとして所管常任委員会等に付託する**。その審査結果は本会議で陳情審査結果報告一覧表により報告する。**なお、陳情審査決定権はあくまでも委員会の決定をもって議会の意思とする**。
- ・意見書提出を求める陳情については、所管の常任委員会等で審査し、意見書提出の可否は当該委員会の判断によるものとする。
- ・郵送による陳情については、重要性のあるものを除いて、原則として審査に付さず、写の配布にとどめる。

### ■小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部改正（平成20年3月25日）

- ・提出された陳情については、陳情文書表（及び閉会中継続審査申出一覧表）により上程し、会期中に審査（閉会中に継続審査）するものとして所管常任委員会等に付託する。
- ・付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものについては、陳情審査結果一覧表の卓上配布をもって本会議で報告し、**原則として1件ずつ採決を行う**。ただし、同趣旨の陳情については、事前の議会運営委員会での協議により、一括採決できることとする。
- ・意見書提出を求める陳情については、所管の常任委員会等で審査し、意見書提出の可否は当該委員会の判断によるものとする。
- ・郵送による陳情については、重要性のあるものを除いて、原則として審査に付さず、写の配布にとどめる。

### **■小田原市議会運営委員会申合せ事項の一部改正（平成22年5月17日）**

※陳情の審査方法に係る改正はなし（陳情受けの締切りを招集日から告示日へ改正）。

### **■議会改革推進委員会（平成24年2月24日） ※最終答申抜粋**

検討項目 請願・陳情審査のあり方

本件については、議会運営に関する事項であるため、その検討を議会運営委員会に依頼したところ、同委員会から現行どおりの審査方法とするという検討結果が報告された。このため、本委員会としても、その検討結果を尊重し、請願・陳情審査のあり方については、現行の審査方法を維持すべきとの結論に至った。

### **■議会運営委員会（平成26年12月12日）**

植田委員から「陳情が、小田原市議会において審議すべき内容であるかどうか判断できるような仕組みを検討すべき」という旨の発言があった。

### **■議会改革検討委員会（平成27年1月26日） ※最終答申抜粋**

検討項目 陳情の取り扱い ー 陳情の審査方法の見直し

現状のとおり、所管常任委員会等に付託し、審査の上、結果を得たものについては、本会議で報告し、採決を行うべきである。

### **■議会運営委員会（平成27年2月12日）**

平成26年12月12日の植田委員の発言を受け、井原議長から「陳情が、小田原市議会において審議すべき内容であるかどうか判断できるような仕組みを検討することについて、今後、本委員会で具体的に御協議いただきたい。スケジュール的に非常に厳しいことを踏まえ、来期の議会運営委員会に申し送りをし、重要課題として検討していただきたい」という旨の発言があった。

### **■議会運営委員会（平成27年5月29日）**

### **■議会運営委員会（平成27年6月11日）**

### **■議会運営委員会（平成27年6月18日）**

### **■議会運営委員会（平成27年7月2日）**

### **■議会運営委員会（平成27年8月25日）**

### **■議会運営委員会（平成27年9月4日）**

### **■議会運営委員会（平成27年10月2日）**

### **■議会運営委員会（平成27年11月20日）**

### **■議会運営委員会（平成27年12月8日）**

陳情審査基準を設置すべきか否かから協議を始め、細部に至るまでの協議を行った。

## ■小田原市議会陳情審査基準の制定（議会運営委員会 平成28年1月20日）

陳情審査基準の原案が了承され、同日付けで施行されることとなった。

### ○小田原市議会陳情審査基準

（平成28年1月20日議会運営委員会決定事項）

1 受理した陳情のうち、次のいずれかに該当すると議長が判断したものは、議会運営委員会において協議の上、適当と認めた場合にあっては、委員会付託を行わず、全議員への写しの配布にとどめるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人や団体を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く
- (3) 個人に関する情報を暴露し、その権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く
- (4) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの
- (5) 訴訟や不服申立てにより係争中のもの
- (6) 当該陳情を提出した者の住所及び連絡先が不明確で連絡の取れないもの
- (7) 郵送により提出されたもの
- (8) その他議会の審査になじまないと認められるもの

## ■小田原市議会陳情審査基準の一部改正（議会運営委員会 平成29年2月27日）

受理した陳情の取扱いについて、審査するものと配付にとどめるものを規定するとともに、文言の整備を行った。

### ○小田原市議会陳情審査基準

（平成28年1月20日議会運営委員会決定）

最近改正 平成29年2月27日

1 受理した陳情は、原則として所管の委員会に付託し、審査するものとする。ただし、次のいずれかに該当すると議長が判断したものであって、議会運営委員会における協議の結果、これを適当と認めたものについては、全議員への写しの配付にとどめるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人や団体を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く

- (3) 個人に関する情報を暴露し、その権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、既に公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く
  - (4) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの
  - (5) 訴訟や不服申立てにより係争中のもの
  - (6) 当該陳情を提出した者の住所及び連絡先が不明確で連絡の取れないもの
  - (7) 郵送により提出されたもの
  - (8) その他議会の審査になじまないと認められるもの
- 一部改正〔平成28年5月17日・29年2月27日〕

#### **■議会改革推進委員会（平成30年11月28日） ※最終答申抜粋**

検討項目 陳情審査基準  
現状どおりとする

#### **■議会運営委員会（令和2年7月27日）**

議会運営委員会における協議項目（会派提案）を調査票により意見聴取することとした。

#### **■議会運営委員会（令和2年8月26日）**

令和2年7月27日に配付した調査票により、各会派から「陳情の取扱いについて」を含む協議項目が提案された。各提案について、今後協議を行っていくか否か等を調査票により意見聴取することとした。

#### **■議会運営委員会（令和2年9月11日）**

令和2年8月26日に配付した調査票により、各提案の取扱いについての協議を行ったところ、「陳情の取扱いについて」は協議することに決定した。

#### **■議会運営委員会（令和2年10月2日）**

#### **■議会運営委員会（令和2年11月24日）**

#### **■議会運営委員会（令和2年12月10日）**

#### **■議会運営委員会（令和3年2月12日）**

課題点等の整理から始め、「市の事務に関係しない事項を願意とする陳情」等の7つの検討項目についての協議を行った。

#### **■議会運営委員会（令和3年2月26日） ※各会派の最終の意見は参考資料1のとおり**

各会派それぞれ主張する意見があり、その意見にこだわっている状況もあるため、ここで結論を導き出すのは適当ではないとの考えから、ひとまず協議を終結して、陳情の取扱いについては、それぞれで研究、検討していただき、改めて協議の場を設けるとの結論に至った。

## 【参考】陳情者の意見陳述の運用について

### ■議会改革推進委員会（平成24年2月24日） ※最終答申抜粋

検討項目 陳情者の意見陳述

陳情の意見陳述については、次のとおり実施すべきとの結論に至った。

- ①陳述は希望する者のみ認める。
- ②陳述は試行的に委員会の休憩中に行うものとし、時間制限を設けないこととするが、議事運営に支障があると認められる場合には、改めて議会運営委員会において、協議するものとする。
- ③陳述にかかる費用弁償は措置しない。

### ■陳情者の意見陳述の運用について

本運用については、平成24年6月定例会から試行的に実施するものとし、意見陳述の実施を踏まえて改めて検証するものとした。

平成25年4月30日に議会運営委員会で検証した結果、さらに試行すると決定した。

平成27年1月26日の議会改革検討委員会における最終答申により、「暫定的に本格実施することとし、この間に課題を整理することとする」とされ、平成27年2月26日の議会運営委員会の決定において運用を改正し、さらに開会中の意見陳述の実施を踏まえて改めて検証するものとした。

平成28年1月20日の議会運営委員会にて協議した結果、本運用は、平成27年6月定例会から運用開始しているため、1年間の運用を経て、平成28年6月より検証することとなった。

平成29年2月14日の議会運営委員会にて協議した結果、今後も現行のとおり実施することとした。

陳情の取扱いについて

参考資料1 (令和3年2月26日 議会運営委員会資料)

検討項目 党派名	市の事務に関係しない事項を願意とする陳情	意見書の提出を求める陳情	市外在住の者からの提出	既に議決したものと同一の趣旨の再度提出	個人的なことに係る陳情	執行部に採択された陳情への対応状況報告を求めること	チェックシートに加えること(受理時)
日本共産党	現行どおり審査する	現行のままでよい	現行のままでよい	当然審査する	それを判断するのが委員会である	報告は受けたい	
新生クラブ	従来どおり審査する	従来どおり審査する	人でなく内容を重視(誰が出したかでなく何を出したか)小田原市のことに深く関わることであれば審議すべき	原則として「陳情は審査する」という姿勢が必要。扱うべきでないとして事務局が判断したら直ちに各会派に諮り、1会派でも審査する必要があるという意見であれば審査する。扱うべきでないとするのは、全会一致の時のみ。	原則として「陳情は審査する」という姿勢が必要。扱うべきでないとして事務局が判断したら直ちに各会派に諮り、1会派でも審査する必要があるという意見であれば審査する。扱うべきでないとするのは、全会一致の時のみ。	簡単でもよいので報告が欲しい	
公明党	審査しない	市の事務に関係しない事項であれば審査しない	明らかに市民の利害に関連がないものであれば卓上配付を検討していく	同じ内容ですでに議決していることに、「堅持する」などを求める場合は卓上配付とする議運でその都度判断	個人を中傷する内容のものはそぐわない。受け付けない。	必要なし	
誠風	審査しない	市民の利害に関係しないもの、市の事務や市議会の権限に属さないものは取り扱わない	取り扱わない	取り扱わない	取り扱わない	必要性はない 議会が報告を求めるのではなく、必要と思われる者が委員会に申し出る	審査基準を整理した後に追加項目を検討する
志民・維新の会	現行どおり審査する	現行どおり審査する	現行どおり審査する	現行どおり	審査基準に盛り込めるものは盛り込む	特になし	
緑風会	審査しない	地方自治法第99条に基づき、本市の公益に関する事件に限って審査を行う	審査しない	受理後の各常任委員会付託に先立ち、議長が同一趣旨の陳情であるか判断を行い、市議会会議規則第90条に基づき審査の可否を決定する。	受理後の各常任委員会付託に先立ち、議長が判断を行い、市議会会議規則第90条に基づき審査の可否を決定する。	決算審査の時期に合わせ、採択された陳情に対する執行部の対応状況の報告を求める	意見陳述者への注意事項を整理し、文書で通知する
集計	現行どおり 審査しない 3会派 3会派	現行どおり 基準を設ける 3会派 3会派	現行どおり 審査しない 内容による 2会派 2会派 2会派	現行どおり 審査しない 基準を設ける 2会派 1会派 3会派	現行どおり 審査しない 基準を設ける 1会派 1会派 4会派	報告を受けたい 報告の必要はない 3会派 3会派	
審査基準(審査しない項目)に加えた場合の対応	議会運営委員会で判断	受理の段階で判断	受理の段階で判断	議会運営委員会で判断	議会運営委員会で判断		